

令和3年4月19日

学生 各位

学生課教務係

令和3年度 体調不良による公欠の取扱いについて

標記の件について以下の通りお知らせします。

○発熱の場合

保護者から担任（繋がらない場合は教務係）へ連絡の上、解熱後2日間は自宅で休養してください。
休養期間中は公欠となります。

例）5月1日発熱 5月2日解熱の場合は5月4日まで公欠と認められます。

5月1日午前に発熱し午後に解熱した場合は5月3日まで公欠と認められます。

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目
発熱・解熱（公欠）	休養（公欠）	休養（公欠）	登校		
発熱（公欠）	解熱（公欠）	休養（公欠）	休養（公欠）	登校	
発熱（公欠）	発熱（公欠）	解熱（公欠）	休養（公欠）	休養（公欠）	登校

○発熱以外の体調不良の場合（倦怠感、頭痛、腹痛など）

保護者から担任（繋がらない場合は教務係）へ連絡の上、症状が治癒してから登校してください。
休養期間中は公欠となります。

例）5月1日体調不良 5月2日治癒の場合は5月2日まで公欠と認められます。

◎注意点

1.体調不良の日は体調の急変に備えて終日休養してください。

体調不良で午前中欠席し、回復したから午後から登校した などは公欠と認められません。

2.明らかに新型コロナウイルス感染が疑われない体調不良の場合は公欠となりません。

3.2日連続で体調不良が継続している場合は病院を受診してください。

◇その他

原則として、まん延防止等重点措置または緊急事態宣言の出ている地域への移動は自粛してください。
それ以外の地域であっても、できるだけ県境をまたぐ移動は慎重に判断してください。

就職活動など、やむを得ない事情で、感染拡大地域へ移動する場合は、ガイドラインに従って、感染予防に最大限の注意を払ってください。

県境をまたぐ移動により、現時点で学校からの自宅待機を求めることはありませんが、県境をまたぐ場合には事前に必ず担任に連絡してください。帰鹿後も、体調の管理・チェックは慎重に行い、少しでも体調に異常が認められれば登校は控えるようにしてください。感染拡大防止の観点から自主的に自宅待機をする場合の公欠は認めますが、必ず保護者から担任に連絡してください。また自宅待機中は、原則として外出を禁止とし、絶対に遊びやアルバイトに出かけるようなことはしないでください。

公欠事由が終了してから1週間以内に公欠届A票を教務係へ提出、2週間以内に公欠届B票を科目担当者へ提出してください。期限後の提出は公欠と認められません。